

# 宮城県庁県民第2駐車場屋外広告募集要項 (令和8年4月～令和9年3月掲出分)

## 1 広告媒体

名 称	所 在 地	規 格	枠数
宮城県庁県民第2駐車場屋外広告	仙台市青葉区本町3丁目5-19	縦2.0m×横4.0m	1枠

※ 広告媒体の詳細は、別添のとおりです。

## 2 広告料金

(1) 広告掲出料 27,500円/月

(2) 行政財産使用料 24,960円/月

※1 広告掲出料は、消費税及び地方消費税を含みます。

※2 行政財産使用料は、広告の設置に伴う行政財産の目的外使用に係る使用料で、財産の交換、譲与等に関する条例（昭和39年宮城県条例第19号）に基づき算定したものです。なお、本広告掲出に係る行政財産使用料については、消費税及び地方消費税は非課税です。

## 3 広告取扱手数料

広告代理店からの申込みも可能です。この場合の広告取扱手数料は広告掲出料の20%です（広告主と広告代理店が異なる場合のみ）。

## 4 広告の掲出期間

月の初めから月末までの1か月単位 ※最長 令和9年3月末まで

## 5 申込書類

- 宮城県庁県民第2駐車場屋外広告申込書
- 会社の業務内容が分かる会社概要等の資料
- 行政財産使用許可申請書
- 法人登記事項証明書又は定款若しくは寄付行為の写し（個人事業主の場合は、住民票抄本）
- 暴力団等に該当しない旨の誓約書
- 広告の原案及び仕様が分かる資料

※ 必要事項を記入・押印の上、メール、持参又は郵送により提出してください。

なお、メールでの提出の場合、上記(5)誓約書のみ、押印のうえ郵送願います。

## 6 広告主の決定

先着順とし、宮城県広告掲載等基準による審査を行い、基準等を満たしている者を広告主とします。

## 7 関係規定

- 宮城県広告事業実施要綱
- 宮城県広告掲載等基準
- 宮城県広告事業事務取扱要領
- 仙台市屋外広告物条例
- 杜の都の風土を育む景観条例

## 8 その他

- (1) 広告の作成、掲出及び撤去は広告主側で行い、費用は広告主の負担とします。また、照明を設置する場合についても設置及び撤去は広告主側で行い、毎月の電気料金を含む費用は広告主の負担とします。
- (2) 仙台市屋外広告物条例(平成元年仙台市条例第4号)に基づく許可は、広告主側で行い、費用は広告主の負担とします。
- (3) 契約期間中に広告内容を変更する場合又は広告代理店による契約で広告主を変更する場合は、2週間前までに協議願います。

## 9 掲出できない広告

- (1) 宮城県広告掲載等基準に反するもの
- (2) 県税の滞納がある者の広告
- (3) その他県の広告事業として不適切なもの

## 10 申込み・問合せ先

宮城県総務部管財課調整班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL : 022-211-2351(直通) FAX : 022-211-2298

E-mail : kanzaic@pref.miyagi.lg.jp

ホームページ : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kanzai/okugaikoukoku.html>